

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第290号-続報

今回のテーマ「(育成就労制度) 監理支援機関許可の施行日前申請-続報」について

育成就労制度の監理支援機関の許可申請に関する「よくあるご質問」が更新されました。詳しくは、外国人技能実習機構 HP をご覧ください。

<https://www.otit.go.jp/>

よくあるご質問 (監理支援機関の許可申請関係)

目次
① 監理支援機関の許可の施行日前申請に関するもの
② 監理団体の許可を受けている場合に関するもの
③ 法人形態に関するもの
④ 監理支援機関の業務の実施に関するもの
⑤ 役員・職員に関するもの
⑥ 財産的基礎に関するもの
⑦ 外部監査に関するもの
⑧ 監理支援責任者に関するもの
⑨ 育成就労計画作成指導者に関するもの
⑩ 職業紹介の許可に関するもの
⑪ 組合等の団体としての活動に関するもの
⑫ 監理支援事業を行う事業所(監理支援事業所)に関するもの
⑬ 二国間取決め(協力覚書(MOC))に関するもの
⑭ 外国の送出機関に関するもの
⑮ 外国の送出機関の書類に関するもの
⑯ 監理支援機関の許可の申請に関するもの
⑰ 手数料等に関するもの

↓↓↓更新箇所(一部)

⑤ 役員・職員に関するもの	
5-3 NEW!	<p>現在、監理団体の許可を受けて技能実習生の実習監理を行っていますが、必要となる常勤の役職員の人数を算出する際の「監理型育成就労外国人の数」に、受け入れている技能実習生は含まれますか。また、育成就労実施者の常勤職員数に応じて決定される受入れ人数枠における「育成就労外国人の数」に受け入れている技能実習生は含まれますか。</p> <p>監理支援機関の常勤の役員又は職員の人数について、「監理支援の対象となる監理型育成就労外国人の数を40で割った数を超えていること」と定められていますが、ここでいう「監理型育成就労外国人の数」には実習監理を行っている技能実習生の数は含まれません。</p> <p>一方、育成就労実施者における育成就労外国人の受入れ人数枠の算定においては、施行日(令和9年4月1日)以降も技能実習を行う1号技能実習生と2号技能実習生の数は、育成就労外国人の数として計算します。施行日以降も技能実習を行う3号技能実習生の数は、技能実習法及び技能実習法施行規則による人数枠規制は受けませんが、育成就労外国人の数としては計算せず、育成就労法及び育成就労法施行規則による人数枠規制も受けません。</p> <p>このため、施行日以降に1号技能実習生と2号技能実習生を受け入れている場合、育成就労実施者において実際に受け入れることができる育成就労外国人の数は、受入れ人数枠から受け入れている1号技能実習生と2号技能実習生の人数を差し引いた人数が上限となりますので、ご注意ください。</p>
5-4 NEW!	<p>「常勤の役職員数」について、育成就労制度運用要領5-16には、「※新規許可申請においては、初回受入れ時の監理型育成就労実施者及び監理型育成就労外国人の見込数と申請時点の常勤の役職員数を比較して②及び③を満たしている必要があります。」、「申請者の概要書」(参考様式第2-1号)の⑨及び⑩には、「初回受入れ時点」と書かれていますが、「初回受入れ時」「初回受入れ時点」とは、いつの時点のことですか。</p> <p>※②及び③は「よくあるご質問」No.5-2に記載されています。</p> <p>「初回受入れ時」「初回受入れ時点」とは、監理支援機関として監理支援を行う対象となる育成就労外国人を初めて受け入れる時のことを指します。</p>